

出席停止の感染症に罹患した場合、登園停止扱いになります。  
病状が回復し登園する際は下記の**登園届**を提出してください。

学校保健法に基づく感染症

1. インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
2. 百日咳	特有な咳が消失し5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
3. 麻疹	解熱した後、3日を経過し元気になるまで
4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発生した後5日を経過するまで
5. 風疹	発疹が消えて元気になるまで
6. 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
7. プール熱(アデノウイルス・咽頭結膜熱)	解熱し、咽頭痛、結膜炎が消失した後2日を経過するまで
8. 結核	医師により伝染の恐れがないと認められるまで
9. O-157	症状が治まり、抗菌薬治療48時間後連続2回の陰性確認まで
10. 流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消えるまで
11. 急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
12. 溶連菌感染症	抗菌剤内服後24～48時間経過するまで
13. 手足口病	解熱し食事が食べられるようになり、元気になるまで
14. ヘルパンギーナ	発熱や口内炎の水疱・潰瘍の影響がなく、食事がとれるまで
15. りんご病	熱がなく、全身状態が良ければ休む必要がない
16. ロタウイルス下痢症 ノロウイルス胃腸炎 ほか、感染性胃腸炎も準ずる	} 下痢が良くなり、普通の食事がとれるまで
17. 突発性発疹症	
18. マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまで
19. 細菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
20. とびひ	ガーゼで覆えない部位の皮膚が乾くまで
21. RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し全身状態が良くなるまで
22. ヒトメタニューモウイルス	呼吸症状が消失し全身状態が良くなるまで
23. 新型コロナウイルス(COVID-19)	発症日から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

R5.5.8現在

## 登園届

こども園のはな 園長様

病名 \_\_\_\_\_

(医療機関名) \_\_\_\_\_ において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態  
と判断されましたので、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園いたします。

組 園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_